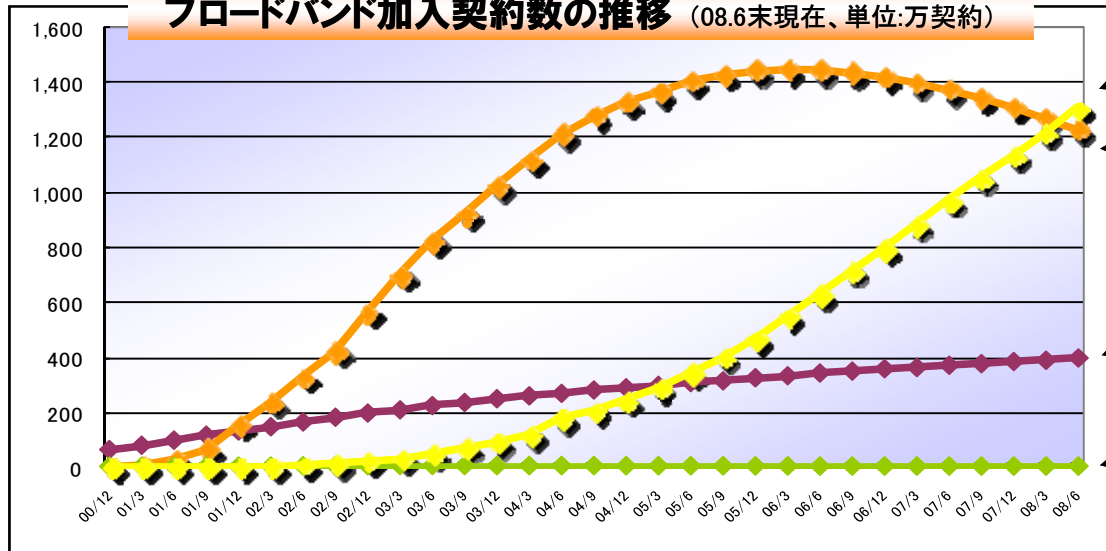


ブロードバンド化の進展状況

ブロードバンド加入契約数の推移 (08.6末現在、単位:万契約)



光ファイバ(FTTH)

○加入契約数 : 13,082,699
○事業者数 : 170社

DSL

○加入契約数 : 12,289,972
○事業者数 : 48社

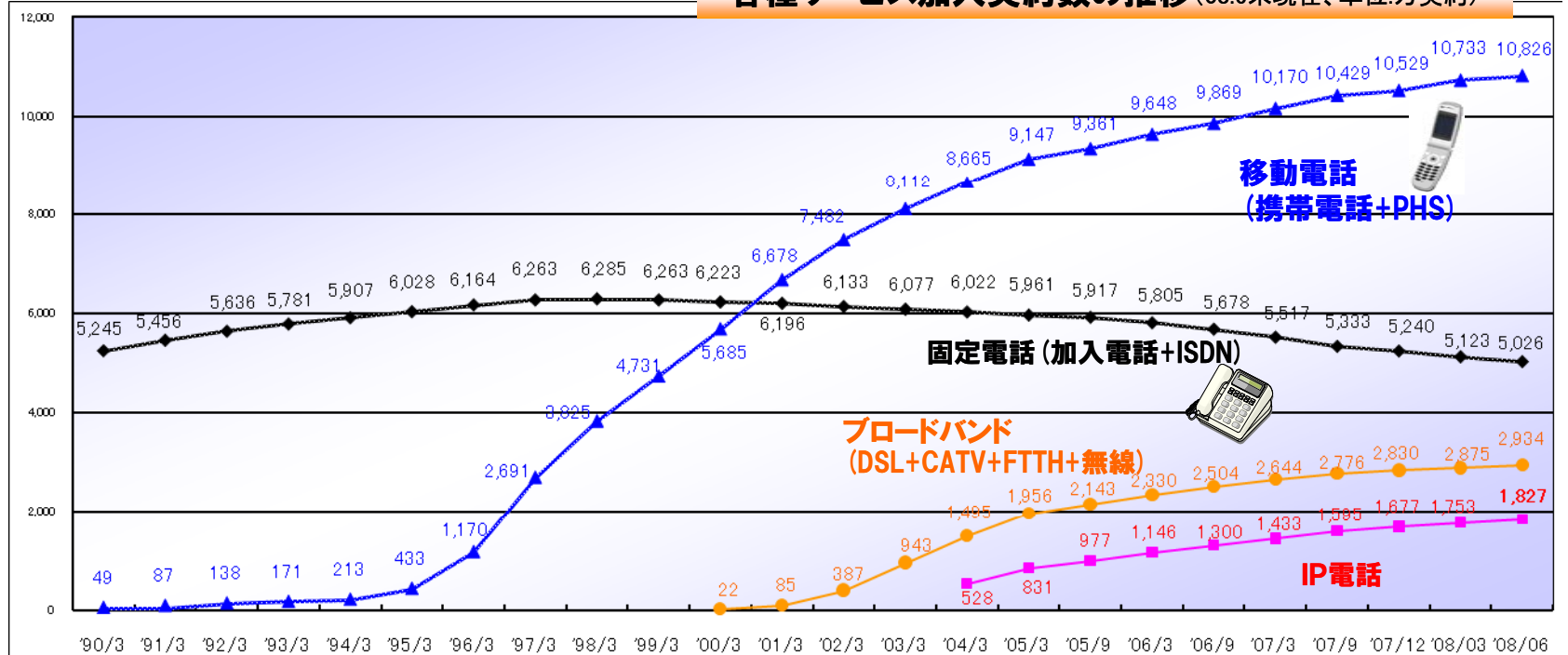
ケーブルインターネット

○加入契約数 : 3,956,096
○事業者数 : 385社

無線(FWA)

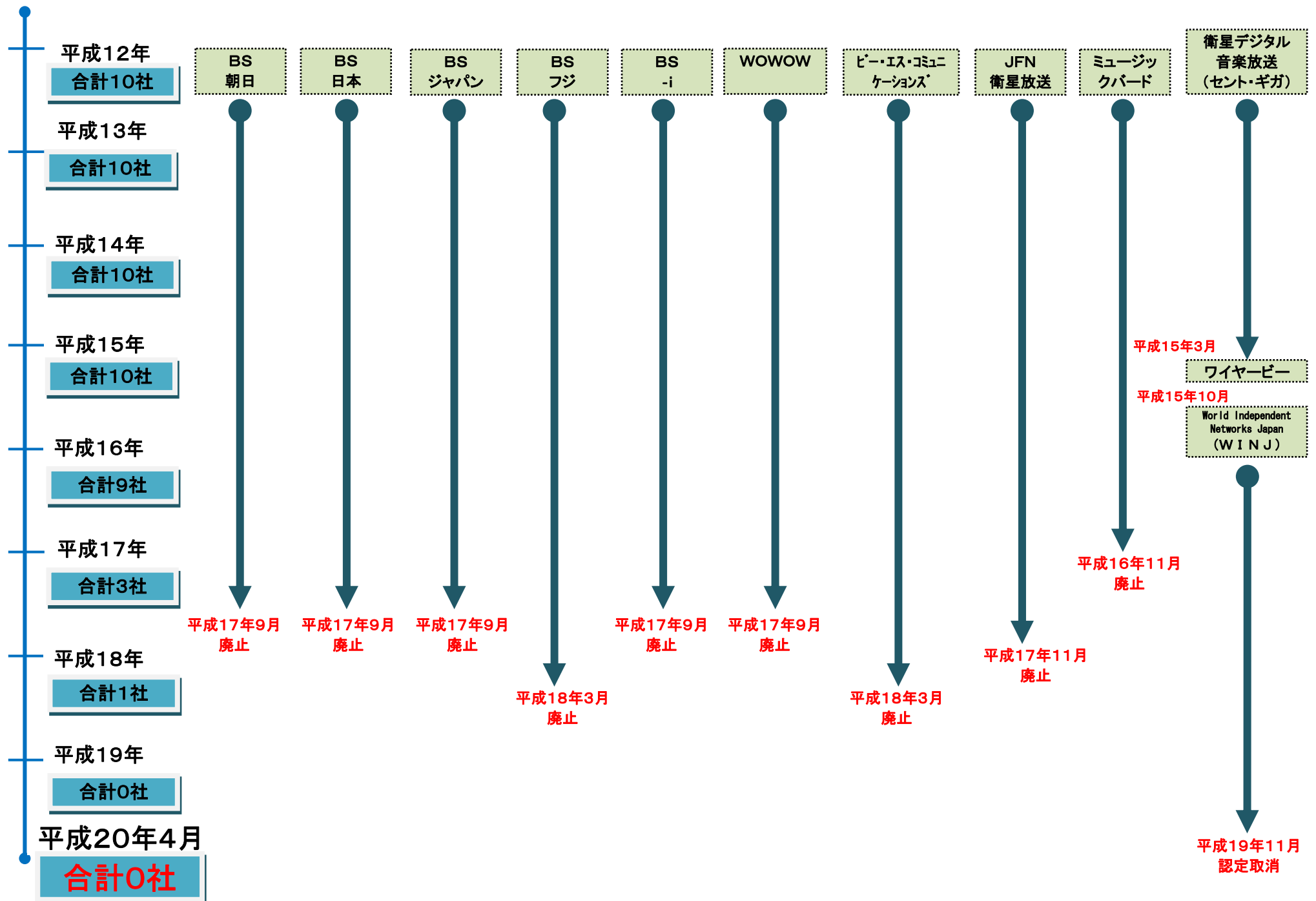
○加入契約数 : 13,142
○事業者数 : 29社

各種サービス加入契約数の推移 (08.6末現在、単位:万契約)



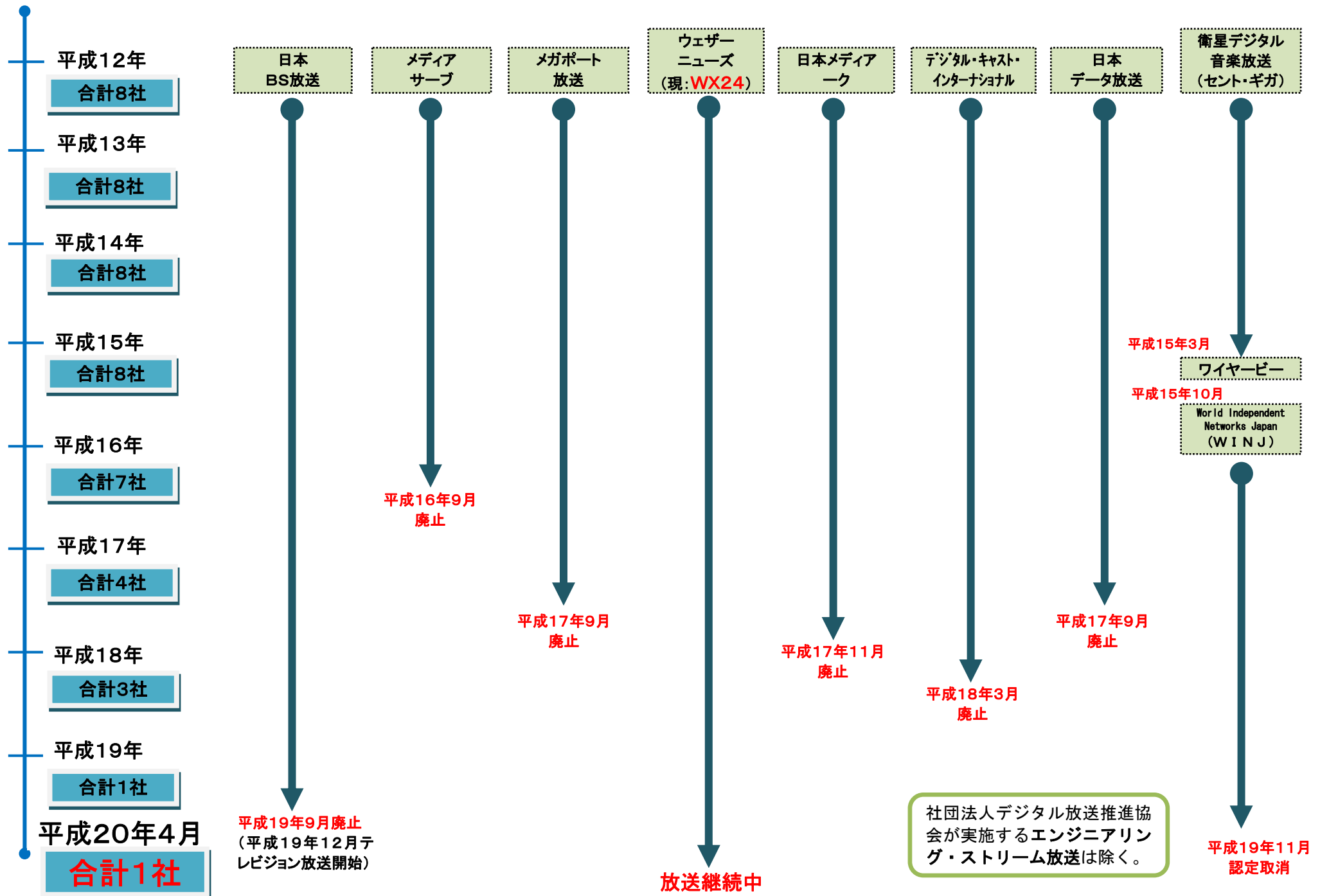
注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

BSデジタル放送開始 B S デジタルラジオ放送の事業者数の推移



BSデジタルデータ放送の事業者数の推移

BSデジタル放送開始



マスメディア集中排除原則(衛星放送)の概要

- 一定の数の中継器相当の伝送容量以内ならば支配・参入可。
- 当該一定の数は兼営の形態によって決定される。

■ 新規参入の場合又はC S放送事業者が参入する場合

→ B S デジタル放送事業者	→ C S 委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器	4 中継器	12中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者は8中継器以内)

■ B S 放送事業者が参入する場合

→ B S デジタル放送事業者	→ C S 委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器	3 中継器	9 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者は6中継器以内)

■ 地上放送事業者が参入する場合

→ B S デジタル放送事業者	→ C S 委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
支配不可 (※1)	2 中継器 (※2)	6 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者は4中継器以内)

(※1) 2分の1以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより1者(1/2中継器)のみ支配することが認められている。

(※2) CSデジタル放送の円滑な立ち上がり確保することを目的として、当分の間、認められているもの。

BS放送等に関するマスメディア集中排除原則の主な改正のポイント

【改正前】

参入先 参入主体	BSデジタル放送	東経110度CS デジタル放送
新規参入事業者 CS放送事業者	1/2	4
BS放送事業者		3
地上放送事業者	×	2
	(注)	

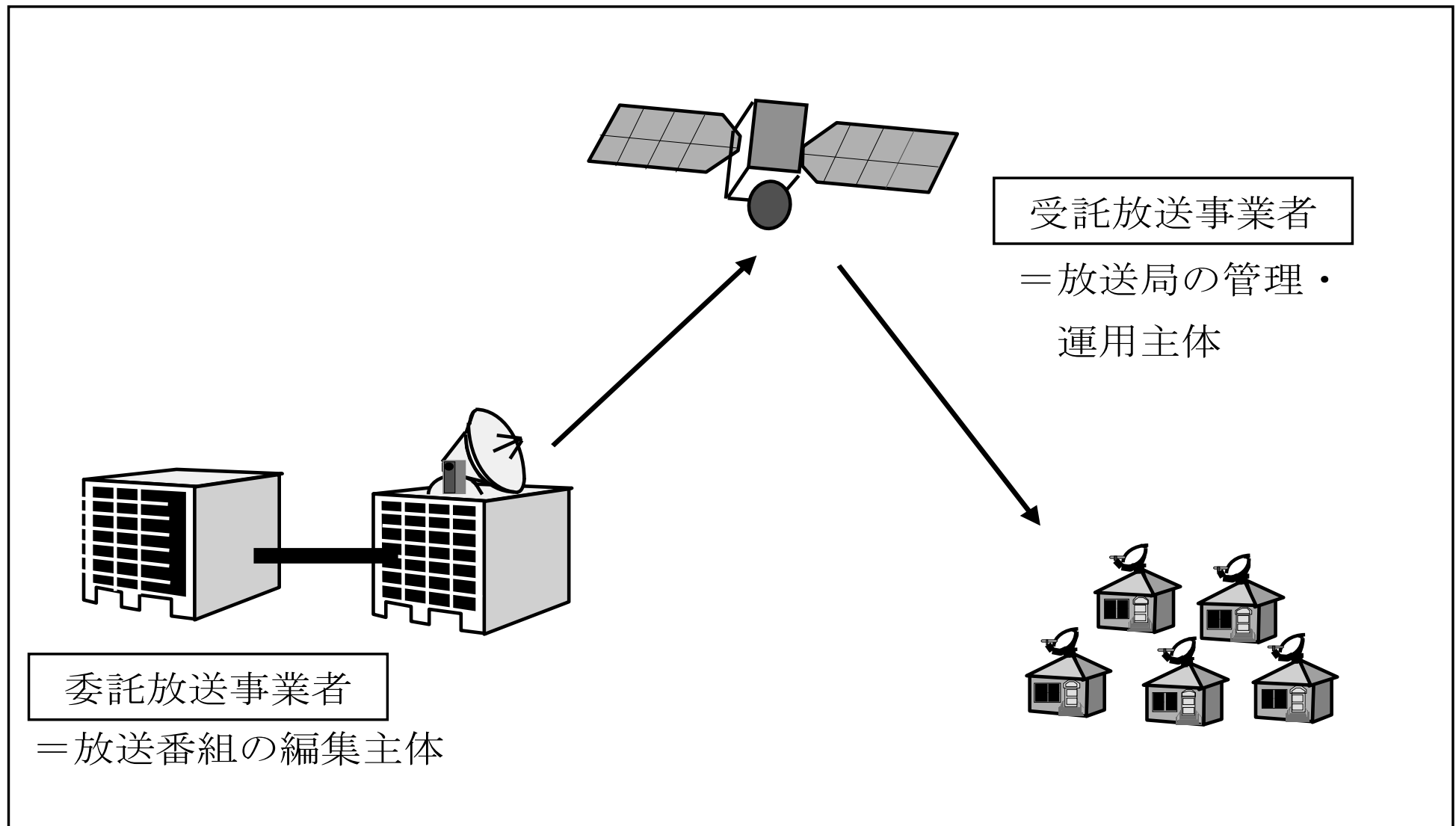
【改正後】

参入先 参入主体	BSデジタル放送	東経110度CS デジタル放送
新規参入事業者 CS放送事業者	4	
BS放送事業者		
地上放送事業者	×	2
	(注)	

(注) 1/2以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより1/2中継器のみ支配することが認められている。

関連資料

受委託放送制度の概要



受委託放送制度の手続

放送普及基本計画

放送の計画的な普及を図るための基本的事項及び放送番組の数の目標等を規定

放送用周波数使用計画

放送番組の数の目標の達成に資することとなるように、
放送局に使用させることのできる周波数等を規定

受託放送事業者

(放送局の管理・運用主体)

放送用周波数使用計画に基づき、放送局免許を付与

【免許要件】

- ・財政的基礎
- ・技術基準適合性
- ・外国性の排除(1/3以上の出資制限、外国人の役員制限)
等

免 許

- ・委託放送事業者への役務提供義務
- ・役務の提供条件の届出

委託放送事業者

(放送番組の編集主体)

放送普及基本計画に基づき、委託放送業務認定を付与

【認定要件】

- ・財政的基礎
- ・マスメディア集中排除原則
- ・外国性の排除(1/5以上の出資制限、外国人の役員制限)
等

認 定

- ・番組規律(公序良俗等)
- ・有料放送の料金の届出等

主な規律

放送番組の
送信の委託

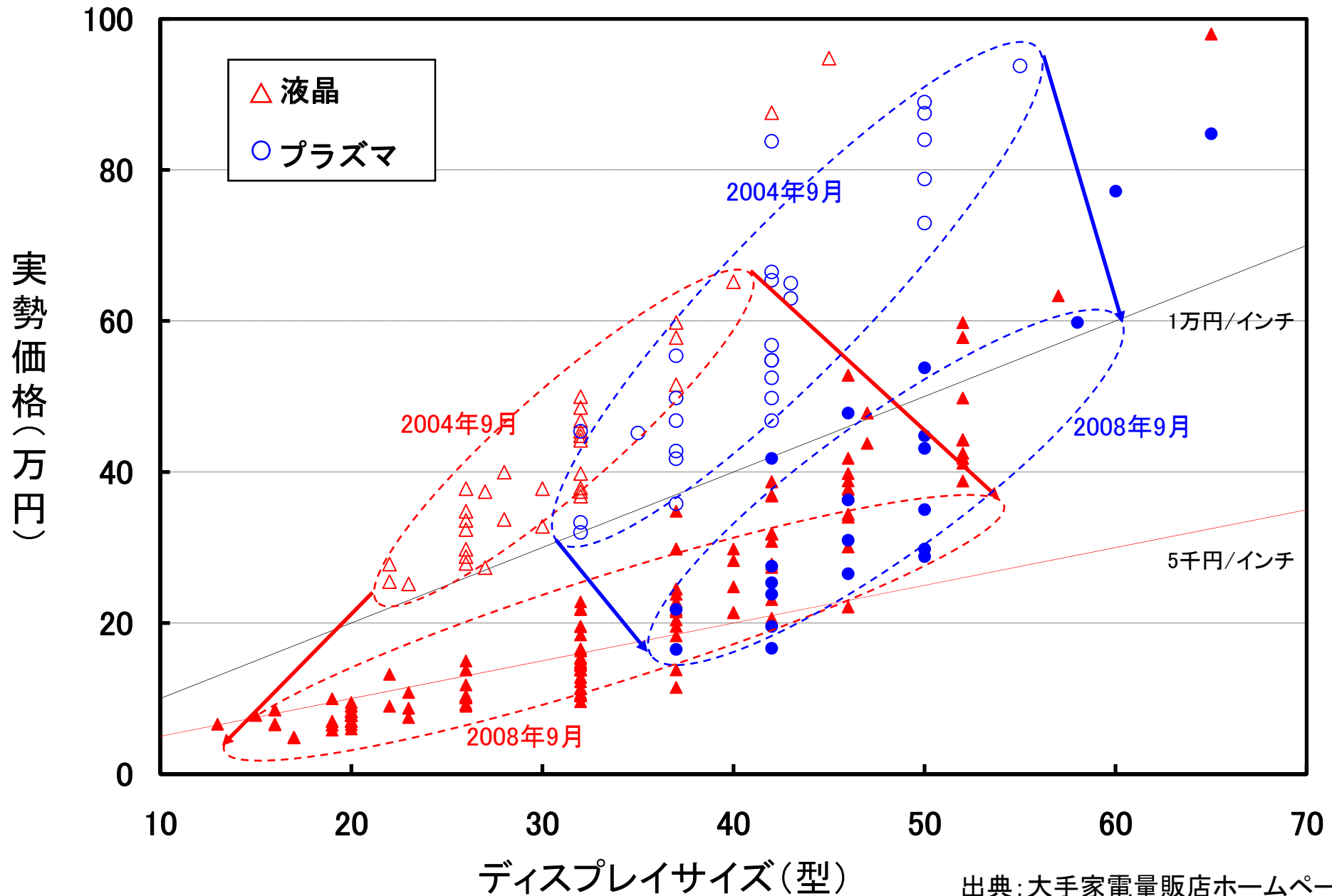
BS 受託放送事業者の概要

会 社 名	株式会社放送衛星システム	
設 立 年 月 日	平成5年4月13日	
代 表 取 締 役 社 長	竹中 一夫	
主 た る 業 務	受託放送事業、アップリンク業務、全局EPG業務	
資 本 金	150億円	
主 な 出 資 者 (議 決 権 比 率)	日本放送協会	49.9%
	株式会社WOWOW	19.6%
	株式会社東京放送	5.6%
	株式会社テレビ朝日	5.6%
	株式会社BS日本	5.2%
	株式会社ビーエスフジ	5.2%
	株式会社BSジャパン	5.2%

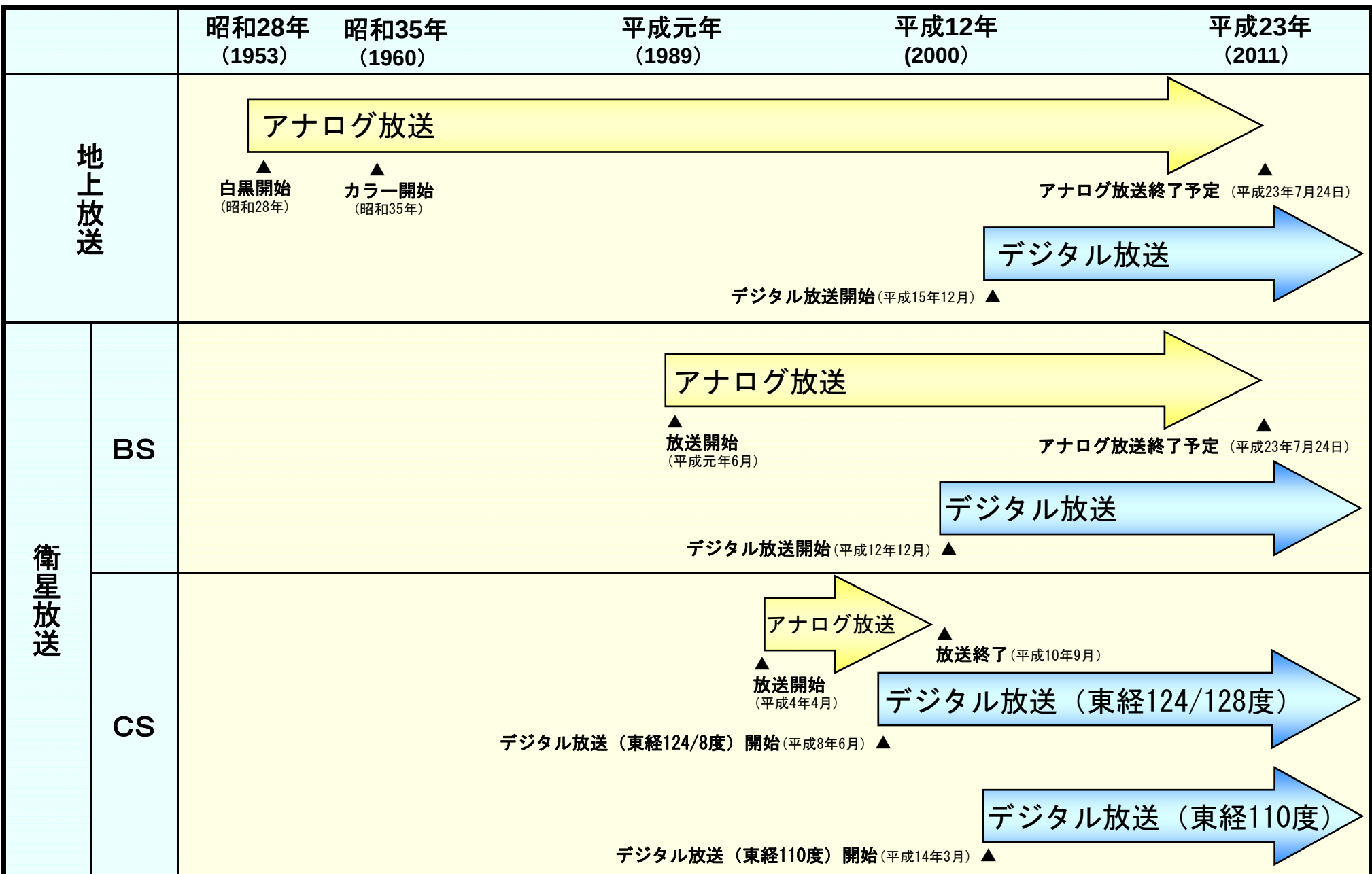
平成20年7月1日現在
B-SAT ホームページより抜粋

デジタル放送受信機価格帯の推移

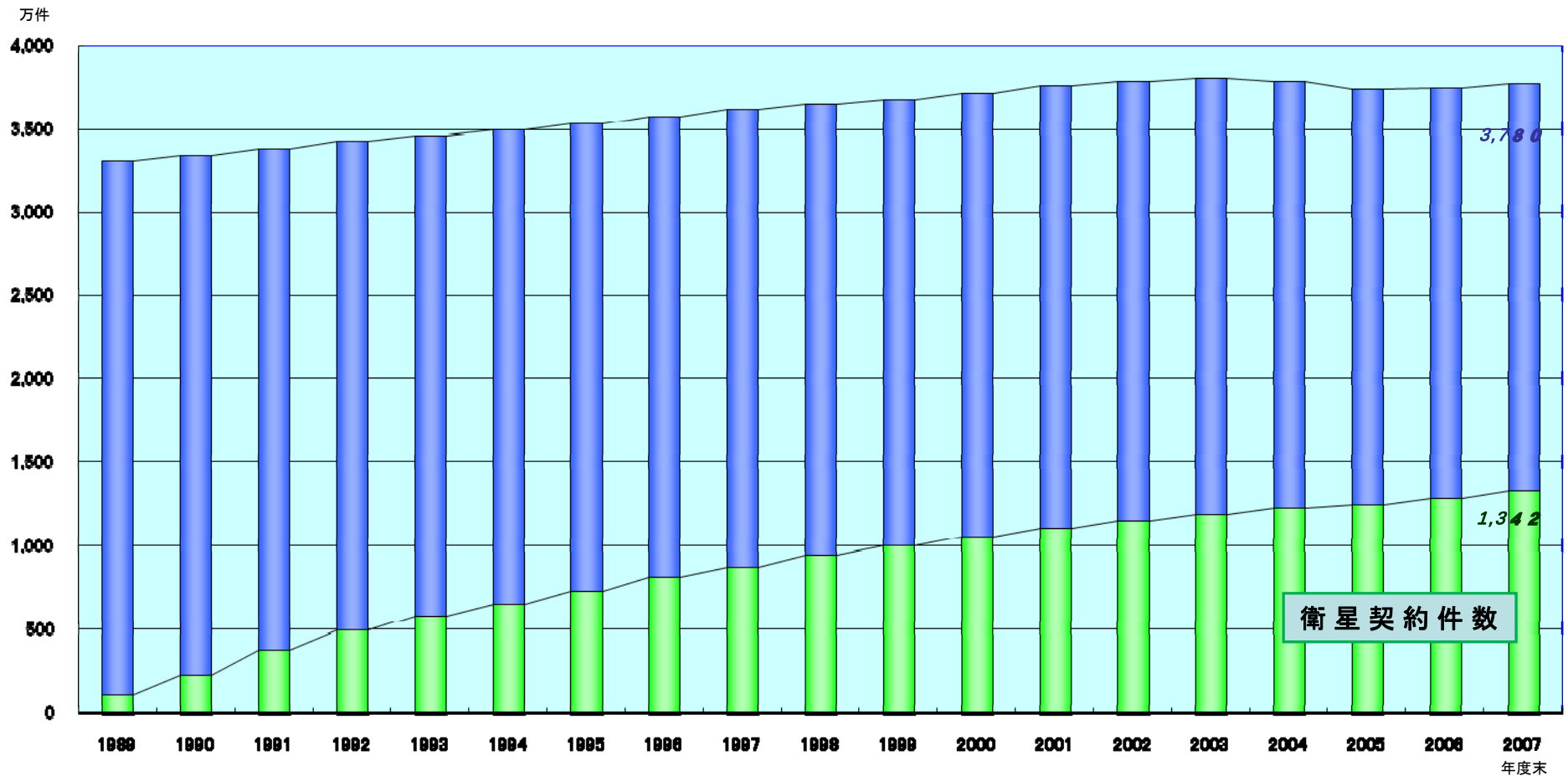
2008年9月現在



放送のデジタル化のスケジュール（テレビジョン放送）



NHKの受信契約件数の推移



年度末: 万件

	1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
総数	3,319	3,354	3,394	3,434	3,470	3,503	3,538	3,582	3,628	3,660	3,688	3,727	3,768	3,795	3,816	3,792	3,751	3,755	3,780
衛星	121	236	381	501	586	658	737	817	880	946	1,007	1,062	1,116	1,158	1,201	1,236	1,254	1,292	1,342
	3.6%	7.0%	11.2%	14.6%	16.9%	18.8%	20.8%	22.8%	24.3%	25.8%	27.3%	28.5%	29.6%	30.5%	31.5%	32.6%	33.4%	34.4%	35.5%

Source : NHK発表

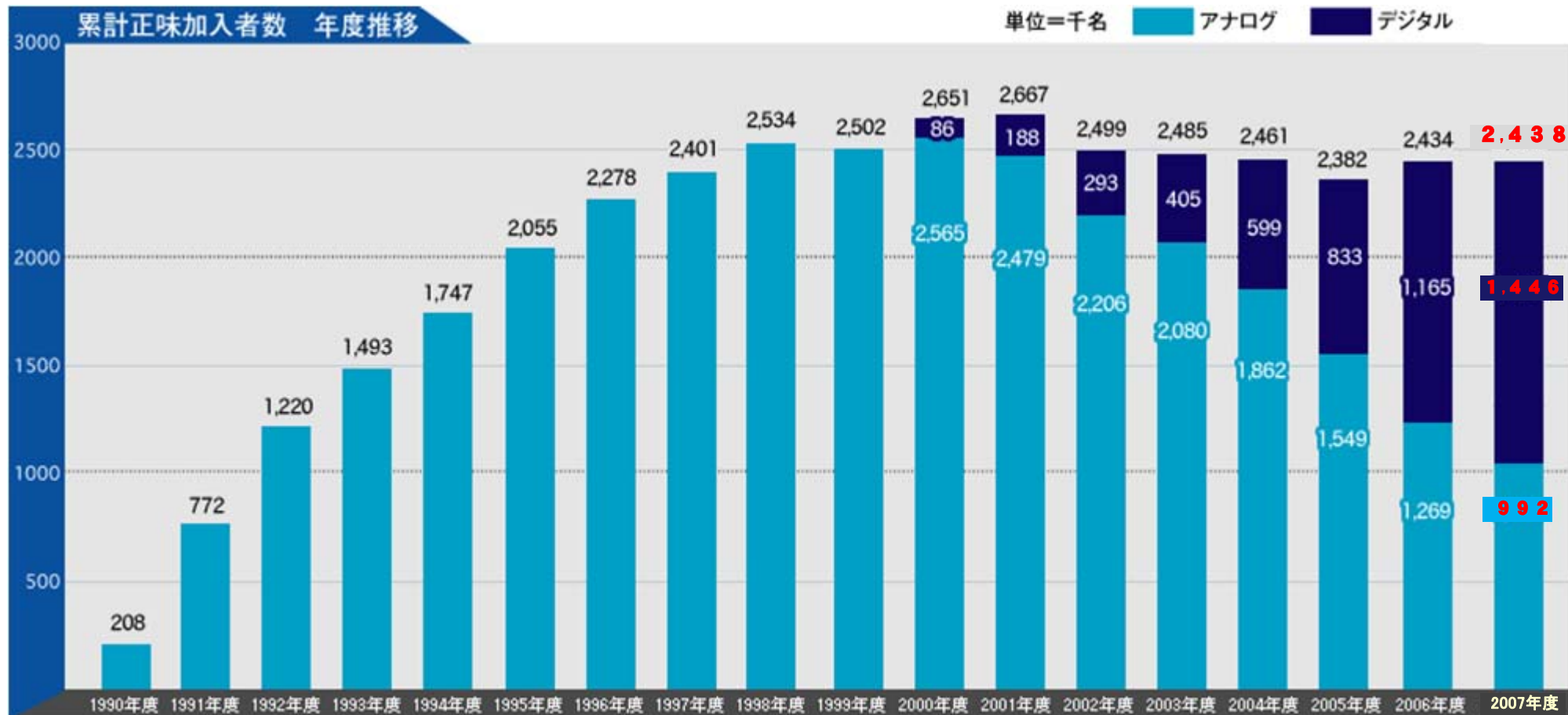
BSデジタル放送(テレビ)の委託放送事業者の概要

平成20年11月1日現在

委託放送事業者	(株)ビーエス朝日	(株)BS日本	(株)BSジャパン	(株)ビーエスフジ	(株)ビーエス・アイ	(株)WOWOW	(株)スター・チャンネル	日本BS放送(株)	ワールド・ハイビジョン・チャンネル(株)
代 表 者	神村 謙二	小林 昂	山田 登	北林 由孝	生井 俊重	和崎 信哉	植村 伴次郎	目時 剛	三輪 圭輔
住 所	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前1-3-10	〒102-8644 東京都千代田 区二番町14	〒105-6005 東京都港区虎 ノ門4-3-1	〒137-8088 東京都港区台 場2-4-8	〒107-0052 東 京都港区赤坂 5-3-6	〒107-8080 東京都港区元 赤坂1-5-8	〒100-8966 東京都千代田 区永田町2-4-3	〒101-0062 東京都千代田 区神田駿河台 2-5	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前6-25-14
放送の種類と 認定番組数	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	〈デジタル〉 HDTV 1番組 又は SDTV 3番組 〈アナログ(サイマル)〉 SDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組
認定スロット 数	24	24	24	24	24	24	15	18	15
主な放送内容	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	映画、スポーツ、 音楽	映画	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等
放送開始時期	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成19.12.1	平成19.12.1
有料／無料	無料	無料	無料	無料	無料	有料	有料	無料	無料

WOWOWの加入者数の推移

- ・2007年6月にデジタルの加入者がアナログを上回った。
- ・2008年3月末の加入者は、デジタルが**1,446**千名、アナログが**992**千名となっている。



[WOWOW HPを元に作成(<http://www.wowow.co.jp/IR/index.html>)]

東経110度CSデジタル放送の番組一覧

(平成20年11月1日現在)

映画 (9番組)

- Ch. 221 東映チャンネル
- Ch. 222 衛星劇場
- Ch. 223 チャンネルNECO
- Ch. 224 洋画★シネフィル・イマジカ
- Ch. 228 ザ・シネマ
- Ch. 237 スター・チャンネル プラス
- Ch. 238 スター・チャンネル クラシック
- Ch. 239 日本映画専門チャンネルHD HD
- Ch. 240 ムービープラスHD HD

スポーツ (14番組)

- Ch. 251 J sports 1
- Ch. 252 J sports 2
- Ch. 253 J sports Plus (ハイビジョン) HD
- Ch. 254 GAORA
- Ch. 255 スカイ・A sports+
- Ch. 256 J sports ESPN
- Ch. 257 日テレG+
- Ch. 258 フジテレビ739
- Ch. 259 FIGHTING TV サムライ
- Ch. 260 ザ・ゴルフ・チャンネル
- Ch. 262 ゴルフネットワーク
- Ch. 801 スカチャン801
- Ch. 802 スカチャン802
- Ch. 803 スカチャン803

娯楽・趣味 (1番組)

- Ch. 361 ジャスト・アイ インフォメーション

音楽 (6番組)

- Ch. 320 安らぎの音楽と風景／エコミュージックTV
- Ch. 321 Music Japan TV
- Ch. 322 スペースシャワーTV
- Ch. 323 MTV
- Ch. 324 大人の音楽専門TV◆ミュージック・エア
- Ch. 325 MUSIC ON! TV

アニメ (5番組)

- Ch. 330 キッズステーション
- Ch. 331 カートゥーン ネットワーク
- Ch. 332 アニマックス
- Ch. 333 アニメシアターX (AT-X)
- Ch. 334 トゥーン・ディズニー

総合エンターテイメント (8番組)

- Ch. 300 日テレプラス
- Ch. 301 TBSチャンネル
- Ch. 302 フジテレビ721
- Ch. 303 テレ朝チャンネル
- Ch. 304 ディズニー・チャンネル
- Ch. 305 チャンネル銀河
- Ch. 306 フジテレビCSHD HD
- Ch. 800 スカチャンHD800 HD

ガイド (5番組)

- Ch. 100 e2プロモ
- Ch. 101 TAKARAZUKA SKY STAGE (プロモチャンネル)
- Ch. 110 ワンテンポータル
- Ch. 147 CS日本番組ガイド
- Ch. 160 C-TBSウェルカムチャンネル

海外ドラマ・バラエティ (4番組)

- Ch. 310 スーパー! ドラマTV
- Ch. 311 AXN
- Ch. 312 FOX
- Ch. 314 LaLa HD HD

国内ドラマ・バラエティ・舞台 (5番組)

- Ch. 194 インターローカルTV
- Ch. 290 TAKARAZUKA SKY STAGE
- Ch. 291 fashiontv
- Ch. 292 時代劇専門チャンネル
- Ch. 293 ファミリー劇場

ドキュメンタリー (4番組)

- Ch. 340 ディスカバリーチャンネル
- Ch. 341 アニマルプラネット
- Ch. 342 ヒストリーチャンネル
- Ch. 343 ナショナル ジオグラフィック チャンネル

ニュース (5番組)

- Ch. 350 日テレNEWS24
- Ch. 351 TBSニュースバード
- Ch. 352 朝日ニュースター
- Ch. 353 BBCワールドニュース
- Ch. 354 CNNj

ショッピング (3番組)

- Ch. 055 ショップチャンネル HD
- Ch. 161 QVC(キュー・ヴィー・シー)
- Ch. 185 プライム365.TV

全12中継器 テレビ69番組

〈スカパーJ S A T株式会社のホームページ等から作成〉

東経124／8度CSデジタル放送の番組一覧

(平成20年11月1日現在)

PPV (30番組)

Ch. 100 ～103 パワーブラッツ
Ch. 110～115 パーフェクト チョイス110～115
Ch. 135 Vシアター 135
Ch. 136 CINEMA-R
Ch. 139 パーフェクト チョイス139
Ch. 160～162 スカチャン160～162
Ch. 171～174 スカチャン171～174
Ch. 176～177 スカチャン176～177
Ch. 179～186 スカチャン179～186

映画 (14番組)

Ch. 260 洋画★シネフィル・イマジカ
Ch. 261 チャンネルNECO
Ch. 310 衛星劇場
Ch. 312 ムービープラス
Ch. 315 スター・チャンネル
Ch. 316 スター・チャンネル プラス
Ch. 317 スター・チャンネル クラシック
Ch. 318 FOXムービー★SF&ホラー
Ch. 319 V☆パラダイス
Ch. 706 ザ・シネマ
Ch. 707 日本映画専門チャンネル
Ch. 708 東映チャンネル
Ch. 709 エキサイティング・グランプリ
Ch. 785 MATVムービーアジア

スポーツ (12番組)

Ch. 282 EXスポーツ
Ch. 285 スカイ・A sports+
Ch. 286 ザ・ゴルフ・チャンネル
Ch. 300 J sports ESPN
Ch. 301 FIGHTING TV サムライ
Ch. 302 GAORA
Ch. 303 ゴルフネットワーク
Ch. 306 J sports 1
Ch. 307 J sports 2
Ch. 308 J sports Plus
Ch. 309 日テレG+
Ch. 739 フジテレビ 739

音楽

(テレビ11番組、ラジオ100番組)

Ch. 265 スペースシャワーTV
Ch. 266 歌謡ポップスチャンネル
Ch. 267 第一興商スターカラオケ
Ch. 268 あらぎの音楽と風景／エコミュージックTV
Ch. 269 Music Japan TV
Ch. 270 MTV
Ch. 271 大人の音楽専門TV◆ミュージック・エア
Ch. 731 MUSIC ON! TV
Ch. 732 ミュージックビデオ専門／VMC
Ch. 736 クラシカ・ジャパン
Ch. 795 懐かし音楽★グラフィティTV／keiba
Ch. 400～499 スターデジオ (100ch音楽ラジオ)

アニメ (6番組)

Ch. 274 カートゥーン ネットワーク
Ch. 276 キッズステーション
Ch. 724 アニマックス
Ch. 729 アニメシアターX (AT-X)
Ch. 746 トゥーン・ディズニー
Ch. 751 ニコロデオン／アニメ・子どもTV

総合エンターテイメント (8番組)

Ch. 278 日テレプラス
Ch. 330 WOWOW
Ch. 363 TBSチャンネル
Ch. 717 テレ朝チャンネル
Ch. 720 シーエスGyaO
Ch. 721 フジテレビ 721
Ch. 726 関西テレビ★京都チャンネル
Ch. 730 ディズニー・チャンネル

海外ドラマ・バラエティ・韓流 (12番組)

Ch. 283 FOXライフ
Ch. 331 KNテレビジョン
Ch. 360 スーパー！ドラマTV
Ch. 372 LaLa TV
Ch. 722 FOX
Ch. 723 サスペンスシアターFOXCRIME
Ch. 725 AXN
Ch. 728 ミステリチャンネル
Ch. 749 アジアドラマチックTV★So-net
Ch. 755 SCI FI (サイファイチャンネル)
Ch. 791 KBS World
Ch. 792 Mnet

国内ドラマ・バラエティ・舞台 (8番組)

Ch. 262 シアター・テレビジョン
Ch. 275 EXエンタテイメント
Ch. 279 MONDO21
Ch. 325 歌舞伎チャンネル
Ch. 361 ファミリー劇場
Ch. 362 ホームドラマチャンネル
Ch. 371 エンタ！371
Ch. 718 時代劇専門チャンネル

ドキュメンタリー (4番組)

Ch. 321 ディスカバリーチャンネル
Ch. 370 ヒストリーチャンネル
Ch. 741 ナショナルジオグラフィックチャンネル
Ch. 747 アニマルプラネット

ニュース・ビジネス経済 (12番組)

Ch. 250 ブルームバーグ テレビジョン
Ch. 251 日経CNBC
Ch. 252 BBCワールドニュース
Ch. 254 e-天気.net
Ch. 255 交通情報アクセス plus 天気
Ch. 256 朝日ニュースター
Ch. 257 CNNj
Ch. 258 TBSニュースバード
Ch. 742 Bloomberg Television[英語版]
Ch. 745 日テレNEWS24
Ch. 757 ビジネス・ブレークスルー
Ch. 766 ダイワ・証券情報TV

娯楽・趣味 (9番組)

Ch. 216 ベターライフチャンネル
Ch. 218 ビクトリーチャンネル
Ch. 277 旅チャンネル
Ch. 280 大人の趣味と生活向上◆アクトオンTV
Ch. 281 食&健康バラエティ★フーディーズTV
Ch. 320 囲碁・将棋チャンネル
Ch. 753 釣りビジョン
Ch. 759 パチンコ★パチスロTV!
Ch. 777 パチ・スロサイトセブンTV

教育・資格

(テレビ8番組、ラジオ1番組)

Ch. 205 放送大学CSテレビ
Ch. 248 ベネッセチャンネル
Ch. 340 InstrucTV
Ch. 343 Baby TV こどもえいごチャンネル
Ch. 500 放送大学CSラジオ
Ch. 762 GROWTH&EDUCATION
Ch. 765 子育て支援・サイエンスチャンネル
Ch. 772 ケアネットTV・メディカルCh.
Ch. 774 医療福祉チャンネル774

公営競技 (15番組)

Ch. 120 南関東地方競馬チャンネル
Ch. 380～384 レジャーチャンネル
Ch. 385 JLCプラスワン
Ch. 388～389 グリーンチャンネル
Ch. 390～394 (ケイリブイ) SPEEDチャンネル
Ch. 395 スピードプラスワン395

外国語放送 (7番組)

Ch. 333 RECORDインターナショナル
Ch. 334 TVグローボ・インターナショナル
Ch. 781 チャンネル中国
Ch. 782 TVB大富
Ch. 783 CCTV大富
Ch. 784 鳳凰衛視
Ch. 787 ウィンズ・フィリピン・チャンネル

ショッピング (9番組)

Ch. 217 セレクトショッピング Ch. 217
Ch. 220 ショップチャンネル
Ch. 221 MALL OF TV
Ch. 222 QVC (キュー・ヴィー・シー)
Ch. 223 コジマTV
Ch. 224 ジョイショップ 224
Ch. 240 Shop 240
Ch. 242 ジャパネットスタジオ 242
Ch. 243 ジュエリーショッピング★GemsTV

アダルト (27番組)

Ch. 100～103 パワーブラッツ (PPVと重複)
Ch. 110～115 パーフェクト チョイス (PPVと重複)
Ch. 136 CINEMA-R (PPVと重複)
Ch. 900 プレイボーイチャンネル
Ch. 901 レインボーチャンネル
Ch. 902 ミッドナイト・ブルー
Ch. 903 フラミンゴ903
Ch. 904 チャンネル・ルビー
Ch. 905 ブルーチェリー (チェリーボム)
Ch. 906 みらくろ906
Ch. 907 Splash
Ch. 910 Zaptv
Ch. 911 Queen Bee
Ch. 912 まんぞくチャンネル
Ch. 913 パラダイステレビ
Ch. 914 ピンクチェリー (チェリーボム)
Ch. 915 イエローチェリー (チェリーボム)
Ch. 916 ダイナマイトTV
Ch. 917 AV王

番組案内 (2番組)

Ch. 200 CLUBスカパー！TV
Ch. 202 スカパー！イノベーションチャンネル

【平成20年10月1日開始】 HD番組 (15番組)

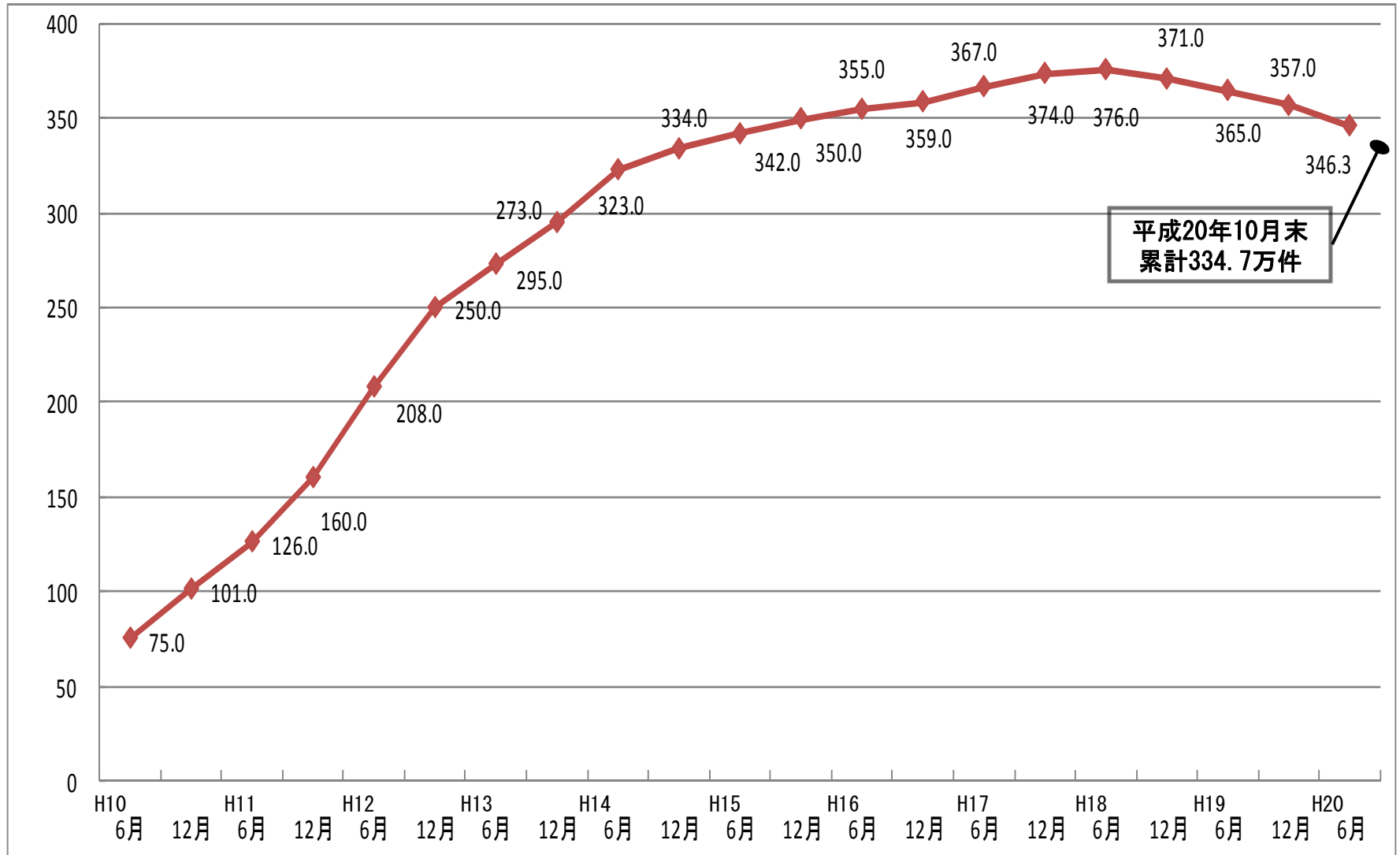
Ch. 138 パーフェクトチョイスHD 138
Ch. 190～192 スカチャンHD 190～192
Ch. 626 スター・チャンネル ハイビジョン
Ch. 628 衛星劇場HD
Ch. 632 ムービープラスHD
Ch. 634 日本映画専門チャンネルHD
Ch. 605 J sports Plus (HDビジョン)
Ch. 613 フジテレビCSHD
Ch. 616 TBSチャンネルHD
Ch. 617 テレ朝チャンネルHD
Ch. 651 FOX HD
Ch. 948 アダルトHD レッド
Ch. 949 アダルトHD ブルー

全 35 中継器 テレビ 198 番組
ラジオ 101 番組

〈スカパーJ S A T株式会社のホームページ等から作成〉

東経124／8度CSデジタル放送の加入件数推移

単位：万件



[スカパーJSAT株式会社の公表資料等により作成]

新たに整備する衛星デジタル放送方式の概要

1 新たに整備する放送方式の特徴

- ロールオフ率を 0.1 とすること等による伝送容量の拡大
(約 52Mbps→約 70Mbps)
- 映像の高圧縮が可能になる H.264 を採用
- IP 伝送も利用可能とすることで通信との親和性を確保
- 従来の映像フォーマット (480i, 480p, 720p, 1080i) に加えて 1080p を追加

	CSデジタル放送 (高度狭帯域伝送方式)	現行のBSデジタル放送	新たに整備する 放送方式
伝送容量 (正味の情報レート)	約45Mbps	約52Mbps	約70Mbps
多重化方式	MPEG-2 Systems		MPEG-2 Systems、 TLV※1
映像符号化方式	H.264※2	MPEG-2 Video	H.264※2
映像入力 フォーマット	480/I、480/P、720/P、1080/I		480/I、480/P、 1080/I、1080/P

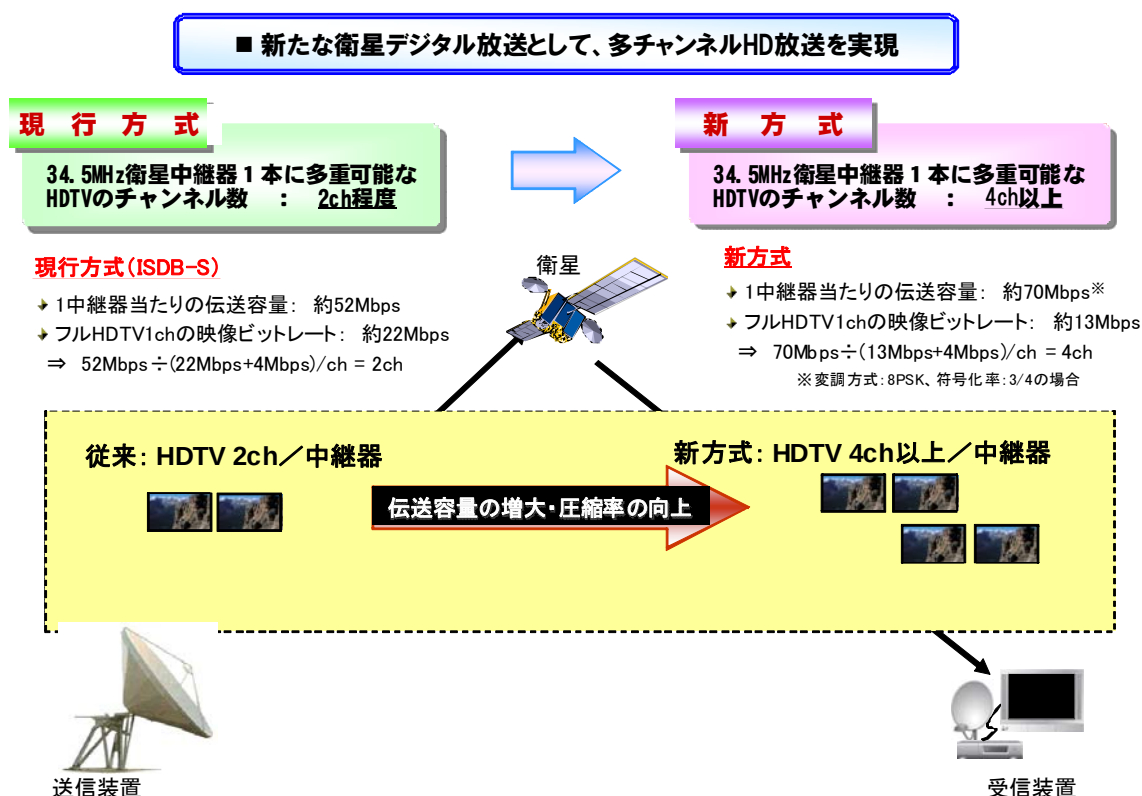
※1 TLV

- ・インターネットで用いられている IP パケットを、ヘッダ圧縮等により効率的な伝送が可能。

※2 H.264

- ・従来の MPEG-2 のおよそ半分の容量に圧縮が可能とされている映像符号化方式。

2 新たな放送方式導入による効果と利用イメージ



新たに整備する衛星デジタル放送方式の導入に係る省令改正の概要

1 本改正のポイント

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（以下「標準方式」という。）の

- ・ 第 5 章 11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送
- ・ 第 6 章 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

に「高度広帯域伝送方式」の節を追加。

2 主な改正内容

高度広帯域伝送方式を技術基準として追加。同方式の主な技術基準は以下。

項 目	主な技術基準
1 搬送波の変調等 【無線設備規則第 37 条の 27 の 16】 【標準方式第 35 条の 4】 【電気通信役務利用放送法施行規則第 15 条第 5 項】	・ 周波数帯幅 : 34.5MHz ・ 変調形式 : 8 相位相変調・4 相位相変調 2 分の π シフト 2 相位相変調 ・ シンボルレート : 32.5941Mbaud$\pm$20ppm ・ ろ波器の特性 : ロールオフ率 0.1
2 誤り訂正 【標準方式第 35 条の 5、35 条の 6】	・ 誤り訂正は、低密度パリティ検査符号（LDPC 符号）※¹と BCH 符号※²を組み合わせた方式 （※1）誤り訂正能力に優れ、並列処理によるリアルタイム復号が可能 （※2）任意個の誤りを訂正可能
3 多重化 【標準方式第 35 条の 3】	・ IP パケットを効率よく伝送可能な TLV（Type Length Value）を追加
4 映像信号の符号化 【標準方式第 35 条の 7、35 条の 8】	・ 符号化方式は H.264 ・ 映像フォーマットとして 1080/60/P を追加
5 音声信号の符号化 【標準方式第 35 条の 9】	・ 最大入力音声チャンネル数：22.2 チャンネル

平成21年2月4日

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等
に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成21年2月4日 諮問第7号)

[簡易型船舶自動識別装置の導入に伴う関係規定の整備等]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(成瀬課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5901

**無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等
に関する規則の各一部を改正する省令案について**
～簡易型船舶自動識別装置の導入に伴う関係規定の整備等～

1 諮問の概要

(1) 簡易型船舶自動識別装置の導入

船舶自動識別装置（AIS: Automatic Identification System 以下「AIS」という。）は、船舶の船名、呼出符号等の静的情報や位置、速度、針路等の動的情報等を相互に発信し合い、それらの情報を把握することで衝突回避など船舶の航行の安全に寄与するものであり、海上人命安全条約（SOLAS 条約）に基づいて大型船舶(注)に設置が義務付けられている。

一方、小型船舶には AIS の設置が任意であること、価格面等の理由から普及が進んでいない状況にある。

これを受け、小型船舶の安全性の向上を増進する観点から、国際標準化された小型・安価で機能を簡略化した簡易型 AIS を我が国でも導入を図るべく、情報通信審議会においてその技術的条件について審議が行われ、平成 20 年 6 月に答申を得たところである。

今般、総務省では、情報通信審議会の答申を踏まえ、簡易型 AIS の早期導入を図るため、船舶局の無線設備に簡易型 AIS を追加するとともに、技術基準適合証明設備の対象とするため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

（注）：国際航海に従事する旅客船、総トン数 300 トン以上の旅客船以外の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶

(2) 日本語ナブテックス受信機の技術的条件の緩和

ナブテックス受信機は、船舶に向けて放送される航行警報、気象警報、気象予報等の海上安全情報を文字情報として受信するための無線設備であり、英語を用いる国際ナブテックスと日本語を用いる日本語ナブテックスの 2 種類がある。現在、国際ナブテックス受信機については、受信した情報を印字又は画面表示する機能のいずれかを備えればよいこととされているが、日本語ナブテックス受信機については、印字機能のみが要件とされている。

今般、総務省では、日本語ナブテックス受信機についても画面表示のみも選択可能とするため、無線設備規則の一部を改正するものである。

<改正概要>

(1) 簡易型船舶自動識別装置の導入関係

- ① 簡易型船舶自動識別装置を船舶局の無線設備の機器に追加すること。
(無線設備規則第 14 条、第 24 条、第 45 条の 3 の 4、別表第 1 号及び別表第 2 号関係)
- ② 簡易型船舶自動識別装置を技術基準適合証明設備の対象とすること。
(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条関係)

(2) ナブテックス受信機の技術的条件の緩和

日本語ナブテックス受信機における情報の表示について、画面表示も可能とすること。

(無線設備規則第 40 条の 10 関係)

2	施行時期
---	------

公布の日

船舶自動識別装置の概要

船舶自動識別装置（AIS）

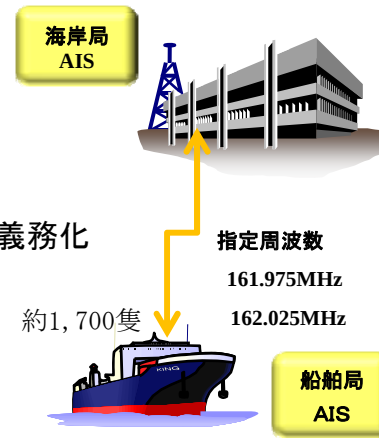
（義務設備）

概 要

- ・ 周囲の船舶局や海岸局に対して、自船の 船名、位置、速度などの情報を自動的に送受信することで、周囲の船舶の動静が把握できるシステム。
- ・ SOLAS条約の改正に基づき2002年7月から大型船舶(500t以上) に搭載を義務化

効 果

- ・ 船舶同士の衝突防止や輻輳海域での港湾管理に効果
- ・ 国際VHFやDSCと併せて船舶航行の安全情報の確実な伝達に寄与



＜AIS情報レーダー表示画面＞

簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）の導入（任意設備）

概 要

AISの機能を簡略化、小型化した装置

- ・ 船舶自動識別装置の技術基準(*)を簡易化
* 2006年3月に国際的な技術基準が制定

- ・ 技術基準適合証明設備の対象

船舶自動識別装置を非義務船舶に広く普及



船舶自動識別装置と簡易型船舶自動識別装置の技術基準の比較

参考資料2

船舶自動識別装置

簡易型船舶自動識別装置

送受信情報

静的情報(船名、船種、MMSIなど)
動的情報(緯度、経度、速度、針路など)
航行情報(予定到着時刻、目的地など)

(無線設備規則第45条の3の4第1項1号カ)

航行情報の送信を不要

送受信機能

時分割多元接続方式(TDMA)送受信機能
DSC送受信機能

(無線設備規則第45条の3の4第1項1号ハ)

DSC送信機能を不要

周波数切替機能(自動及び手動)

(無線設備規則第45条の3の4第1項1号リ)

完全自動化による送受信

高精度GPSの内蔵

(無線設備規則第45条の3の4第1項1号ヌ)

GPSの内蔵不要

電源の二重化

(無線設備規則第45条の3の4第1項1号ワ)

電源の二重化不要

使用周波数(国際VHFの全帯域の周波数を使用)

(無線設備規則第45条の3の4第1項1号チ)

国際VHF帯の一部の周波数に限定

文字情報の送信機能

(無線設備規則第45条の3の4第1項1号ヨ)

不 要

ナブテックス受信機の技術基準の改正

ナブテックス受信機

海上保安庁が船舶の航行安全のための情報を船舶向け送信した情報を受信する無線機器

- ・ GMDSS 対応の無線機器、総トン数20トン以上の船舶に搭載が義務付
- ・ 機器は英語表示と日本語表示があり、日本語ナブテックス情報が送信される海域内を航行する船舶は日本語表示の機器で対応可能

今回の規定改正概要

日本語表示のナブテックス受信機は印字表示が必須であり、ディスプレイ表示のみは認められないこととなっているため、印字表示又はディスプレイ表示のいずれでも可能とする。(＊)

<現 行>

印字表示



<改正後>

印字表示又はディスプレイ表示のいずれか



又は



ディスプレイ表示のメリット

ローラ紙が不要、いつでも必要な過去の情報が画面に表示

＊ 英語表示のナブテックス受信機は平成15年にSOLAS条約の改正を受け、平成17年に国内規定が整備され、印字表示又はディスプレイ表示のいずれかでも可能となっている。

平成21年2月4日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成21年2月4日 諮問第8号)

[簡易型船舶自動識別装置の導入に伴う周波数割当計画の変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星調整官、長澤係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

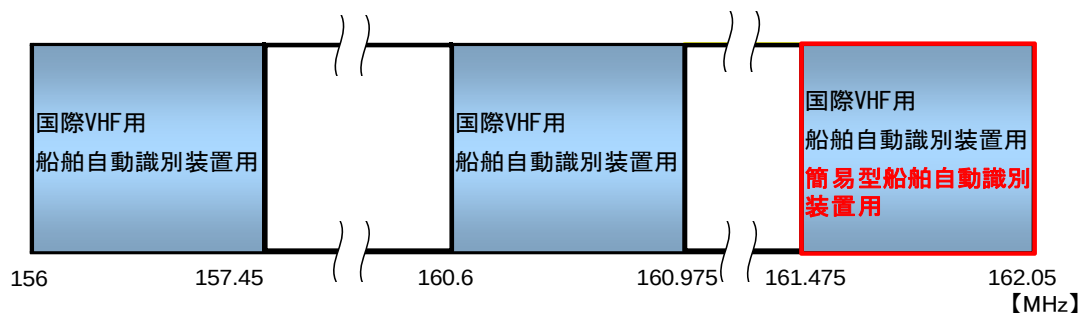
I 簡易型船舶自動識別装置の導入

船舶自動識別装置（AIS：Automatic Identification System 以下「AIS」という。）は、船舶の船名、呼出符号などの静的情報や位置、速度、針路などの動的情報を相互に発信し、その情報を把握することで航行の安全に寄与するものであり、2000 年 12 月、国際海事機関（IMO）において採択された海上人命安全条約（SOLAS 条約）に基づき、国際航海に従事する大型船舶等に対して設置が義務付けられている。

一方で、小型船舶には AIS の設置が任意であること、価格面などの理由から普及が進んでいない状況にある。

これを受け、小型船舶の安全性の向上を増進する観点から、国際標準化された小型・安価で機能を簡略化した簡易型 AIS を我が国でも導入を図るべく、情報通信審議会においてその技術的条件について審議が行われ、平成 20 年 6 月に答申を得たところである。

本件は、情報通信審議会の答申を踏まえ、簡易型船舶自動識別装置に対して、ITU-R 勧告で定められた周波数（161.475～162.05MHz 帯の周波数）を割当て可能となるように周波数割当計画の一部を変更しようとするものである。



[変更内容]

周波数割当表中、161.475-162.05MHz 帯の無線局の目的に「簡易型船舶自動識別装置用」を追加する。

II スケジュール

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

平成21年2月4日

イー・モバイル株式会社所属
特定無線局の包括免許について
(平成21年2月4日 諮問第9号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(石谷課長補佐、白壁係長)

電話：03-5253-5893

イー・モバイル株式会社所属 特定無線局の包括免許について

1	包括免許申請の概要
---	-----------

申請者	イー・モバイル株式会社
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	小電力レピータを利用して、屋内における携帯電話の圏外の解消を促進する事により、携帯電話サービスの向上を図るために本無線局の開設を必要とする。
通信の相手方	免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局
電波の型式	5M00 G7W、G1A、G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1X
希望する周波数の範囲 及び空中線電力	1762.4MHz 0.04W 1857.4MHz 0.01W
最大運用数	45,140局（全国合計）
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2	審査結果の概要
---	---------

審査の結果、別紙1及び2のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとした。

審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること （電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、既に申請者に割り当てられていることから、本件特定無線局に係る周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	本件特定無線局は、利用者からの要望を踏まえ、屋内における携帯電話の圏外を解消することを目的とするものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	別添のとおり、開設無線局数が最大運用数に達する場合であっても、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数を下回るため、最繁時に通信が可能であると認められることから、当該最大運用数による運用における電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は既に相当数の携帯電話用無線局の開設及び全国規模の電気通信事業の実施の実績を有していることから、最大運用数による運用における電気通信事業の実施についての計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	本件特定無線局の開設は、安価かつ迅速に屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、当該目的に照らし、他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	本件特定無線局の開設は、屋内における携帯電話の圏外の解消を目的とするものであり、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

管轄区域	収容可能無線局数	申請のあった最大運用数
北海道総合通信局	37,600	1,683
東北総合通信局	47,650	2,523
関東総合通信局	229,250	16,960
信越総合通信局	18,700	1,498
北陸総合通信局	30,500	740
東海総合通信局	92,700	6,009
近畿総合通信局	112,900	8,553
中国総合通信局	42,750	2,319
四国総合通信局	22,350	661
九州総合通信局	67,200	3,884
沖縄総合通信事務所	5,400	310
全国合計	707,000	45,140

(参考1) イー・モバイル株式会社の概要

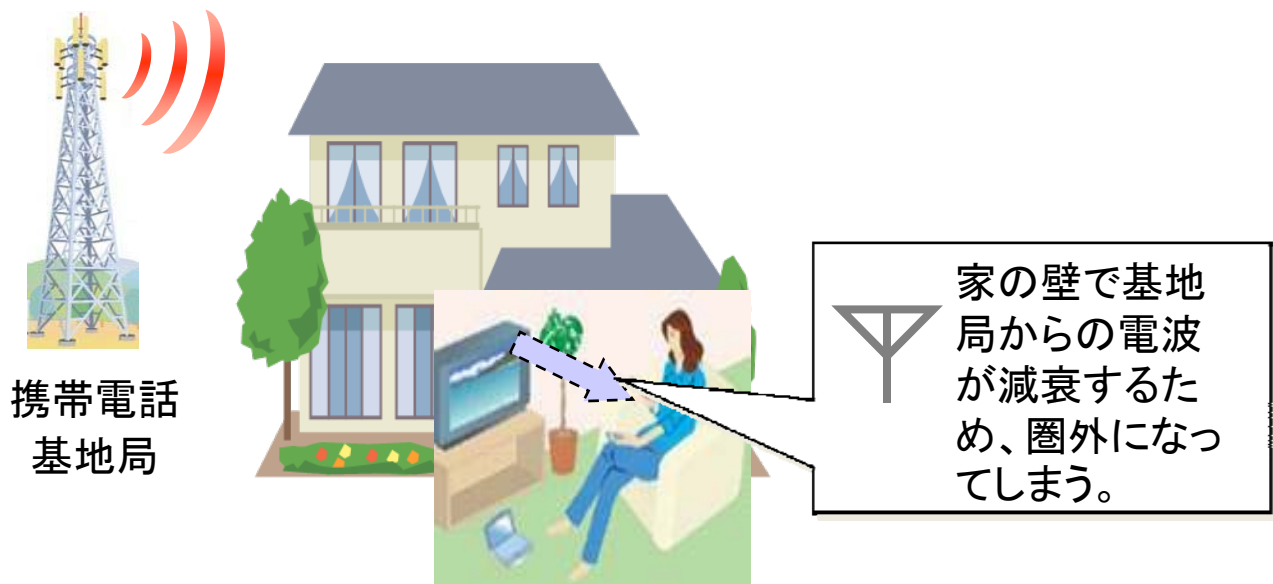
- 2005年11月に1.7GHz帯の開設計画の認定を受け、2007年3月からサービス開始
- 全加入者中、データ通信サービスのみの加入者が約9割

名称	イー・モバイル株式会社 
代表者	千本 倖生 代表取締役会長兼CEO エリック・ガン 代表取締役社長兼COO
設立	2005年1月
開設計画の認定を受けた日	2005年11月9日
端末の包括免許日	2007年3月19日
サービス開始日	2007年3月31日 データ通信サービス開始
	2008年3月28日 音声通信サービス開始
通信方式	W-CDMA
加入者数	112万加入(2008年12月末現在)
エリアカバー率	86.6%(2008年9月末現在)
開設計画におけるエリアカバー率	95.1%(2011年度末)
売上高	676億円(2007年度末)

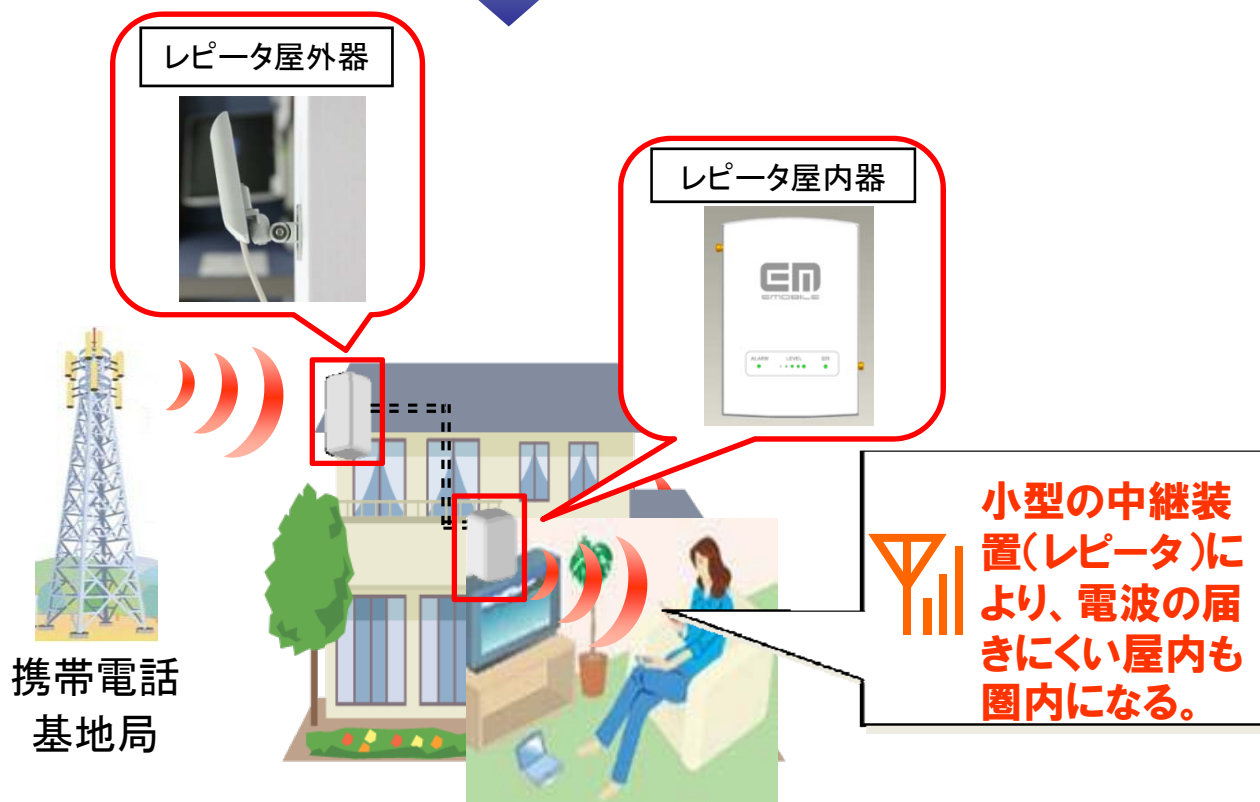
(イー・モバイルの端末の例)



(参考2) 携帯電話用小電力レピータとは



携帯電話用小電力レピータの導入



(参考3) 包括免許制度とは

携帯電話端末等の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度(電波法第27条の2等)

個別免許制度



包括免許制度



電波監理審議会会長会見用資料

平成21年2月4日

JSAT MOBILE Communications株式会社所属特定無線局の
包括免許について
(平成21年2月4日 諮問第10号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局衛星移動通信課

(永田課長補佐、吉田係長)

電話：03-5253-5902

JSAT MOBILE Communications 株式会社所属特定無線局の包括免許について

1 概要

現在、我が国では、陸上用をはじめとした遭難安全通信機能を有していないインマルサットシステムについては、KDDI 株式会社及び株式会社日本デジコムが携帯移動地球局の包括免許を取得し、運用しているところである。

本件は、JSAT MOBILE Communications 株式会社が、インマルサット携帯移動衛星通信事業に参入し、サービスを提供するために使用するインマルサット BGAN 型携帯移動地球局の包括免許の付与について、諮問を行うものである。

2 包括免許申請概要

無線設備の規格	インマルサット携帯移動地球局のインマルサット BGAN 型の無線設備 (無線設備規則第 49 条の 24 第 7 項)
申 請 者	JSAT MOBILE Communications 株式会社 (会社概要は別紙 1 のとおり)
包括免許人の事務所	東京都港区麻布台 1-7-2 神谷町サンケイビル 7 階
無線局の目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	携帯移動衛星通信サービスによる電気通信サービスを提供するため
通信の相手方	インマルサットシステムの人工衛星局
電波の型式、希望する 周波数の範囲等	別紙 2 のとおり
最大運用数	252 局
運用開始の予定期日	免許の日から 6 月以内の日

3 包括免許の審査

関東総合通信局において審査した結果、当該免許申請は、別紙 3 のとおり電波法第 27 条の 4 各号の規定に適合していると認められたものである。

会社概要

商号	JSAT MOBILE Communications 株式会社
会社設立の年月日	平成 20 年 8 月 8 日
代表取締役社長	澁谷 恵
目的	電気通信事業法に基づく電気通信事業
資本金の額	2 億円

電波の型式、希望する周波数の範囲等

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
21K0 G7W	1626.51125 MHzから 1637.63875 MHzまで 1638.16125 MHzから 1645.48875 MHzまで 1646.51125 MHzから 1660.48875 MHzまで	2.3 W	インマルサットシステムの人工衛星向け
42K0 D7W	1626.52125 MHzから 1637.62875 MHzまで 1638.17125 MHzから 1645.47875 MHzまで 1646.52125 MHzから 1660.47875 MHzまで	2.3 W	インマルサットシステムの人工衛星向け
42K0 G7W	1626.52125 MHzから 1637.62875 MHzまで 1638.17125 MHzから 1645.47875 MHzまで 1646.52125 MHzから 1660.47875 MHzまで	2.3 W	インマルサットシステムの人工衛星向け
84K0 D7W	1626.54250 MHzから 1637.60750 MHzまで 1638.19250 MHzから 1645.45750 MHzまで 1646.54250 MHzから 1660.45750 MHzまで	2.3 W	インマルサットシステムの人工衛星向け
84K0 G7W	1626.54250 MHzから 1637.60750 MHzまで 1638.19250 MHzから 1645.45750 MHzまで 1646.54250 MHzから 1660.45750 MHzまで	2.3 W	インマルサットシステムの人工衛星向け
189K D7W	1626.59500 MHzから 1637.55500 MHzまで 1638.24500 MHzから 1645.40500 MHzまで 1646.59500 MHzから 1660.40500 MHzまで	2.3 W	インマルサットシステムの人工衛星向け
189K G7W	1626.59500 MHzから 1637.55500 MHzまで 1638.24500 MHzから 1645.40500 MHzまで 1646.59500 MHzから 1660.40500 MHzまで	2.3 W	インマルサットシステムの人工衛星向け

審査結果の概要

審査項目（適用条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること （電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 27 条の 4 第 1 号）	適	本件申請に係るインマルサット携帯移動地球局に割当て可能な周波数は、周波数割当計画（平成 20 総務省告示第 714 号）に定められているところ、申請者が希望している周波数は、これに適合するものであり、周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること （電波法第 27 条の 4 第 2 号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。 （特定無線局根本基準第 2 条第 1 号（平成 9 年郵政省令第 72 号。以下「特定無線局根本基準」という。））	適	本件特定無線局は、海上において世界的に使用可能な船舶向け高速通信サービスに対する要望を踏まえ、船舶向け的高速 IP パケット通信サービスや電話・FAX サービスを提供するものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。 （特定無線局根本基準第 2 条第 2 号）	適	別添のとおり、最大運用数による運用における業務の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請者は、当該計画に従って本件特定無線局に係る電気通信事業を実施することとしており、既に電気通信事業者として衛星通信事業の実績を有しているスカパーJSAT株式会社等から技術要員や設備の支援、出資を受けていることをかんがみれば、当該計画を確実に実施するために必要な電気通信設備、技術要員の確保等が図られ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。 （特定無線局根本基準第 2 条第 3 号）	適	本件特定無線局の開設は、世界的に使用可能な船舶向け的高速通信サービスの提供を目的とするものであり、当該目的に照らし、既存の人工衛星を通信の相手方とする本件特定無線局の開設は、他の電気通信手段を使用す

			る場合に比較して能率的かつ経済的であると認められる。
	その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。 (特定無線局根本基準第 2 条第 4 号)	適	本件特定無線局の開設により、世界的に使用可能な船舶向け的高速通信サービスの提供範囲が拡大することから、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すると認められる。

審査結果補足説明

＜最大運用数の審査＞

申請された最大運用数については以下のとおり。

申請者の利用者数見込み

年度（平成）	20	21	22	23	24	25
無線局数（累計）	5	24	59	108	173	252

申請された最大運用数は 252 局であり、審査基準別紙 2 第 4 1（6）イ（イ）に規定されているインマルサット BGAN 型の最大運用数は 6,000,000（1 衛星あたりの最大運用数）であるところ、全世界の契約数が約 22,000（2008 年 1 月末時点）であることから、申請された最大運用数を収容することは可能であると認められる。また、最大運用数の根拠は、船舶向けの需要として、日本の商船が年間約 150 隻就航しており、インマルサットを 100% 搭載していることから、申請者がその内のシェアを段階的に獲得することを想定したものであり、特段の問題はないと認められる（下記参照）。

年度（平成）	20	21	22	23	24	25
日本商船就航数 （年度毎想定）	150	150	150	150	150	150
申請者獲得率 （年度毎想定）	3%	13%	23%	33%	43%	53%
申請者獲得数 （年度毎想定）	5	19	35	49	65	79
無線局数（累計）	5	24	59	108	173	252

インマルサットBGAN型システムの概要

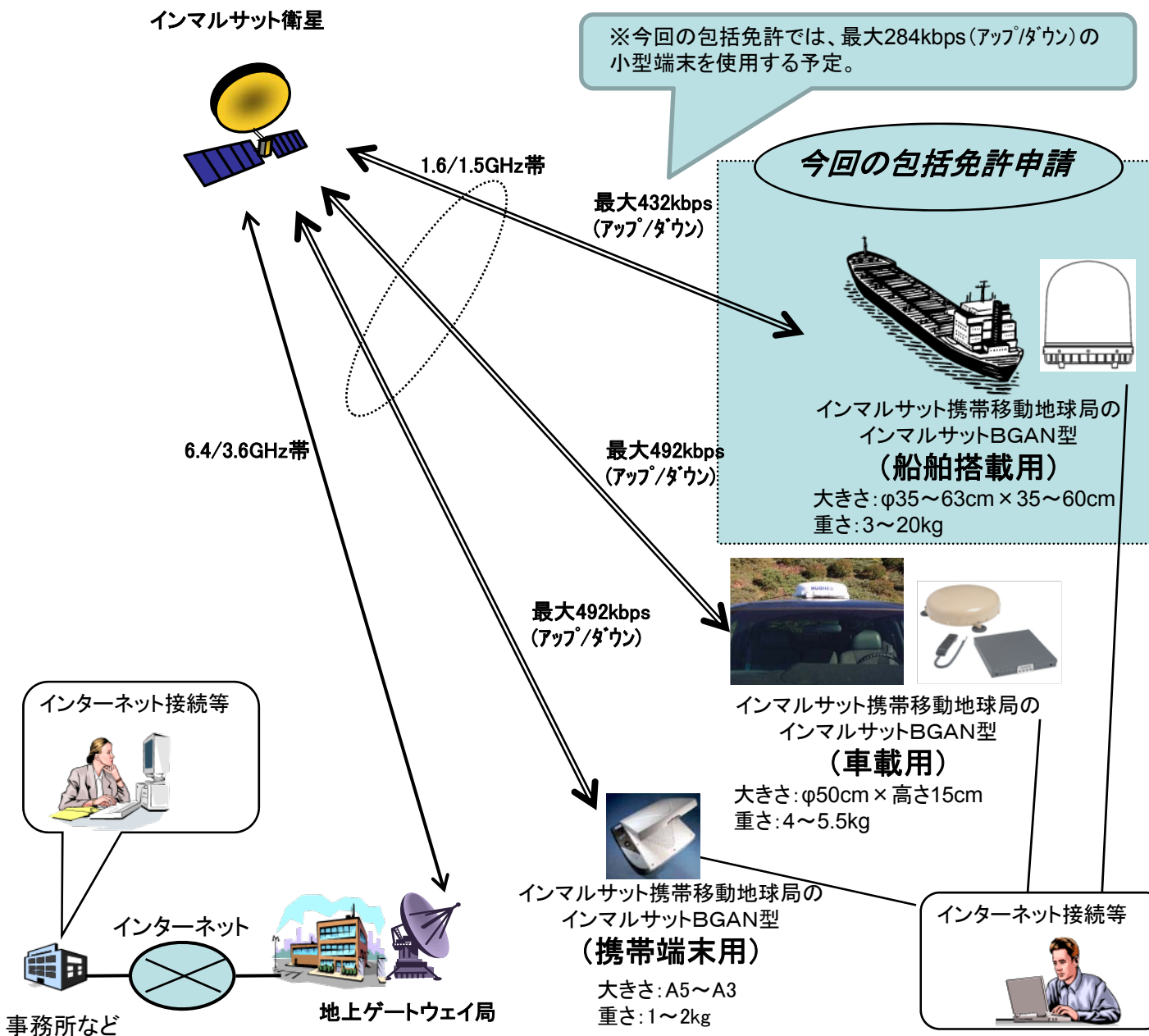
参考1

○ システム概要

	音声	テレックス	FAX(伝送速度)	データ(伝送速度)	用途	備考
インマルサットBGAN型	デジタル	—	14.4kbps (最大)	492kbps(最大)	携帯端末用	— 自動追尾機能あり
				432kbps(最大)	船舶搭載用	
				492kbps(最大)	車載用	

※BGAN型開設無線局数:380局(H20.12月末現在)

○ システムイメージ



インマルサットシステム（端末）系統図

参考2

技術動向

アナログ

デジタル化
小型化

高速化
(128kbps程度)
IP化

更なる高速化
(492kbps程度)
IP化

船舶系

2007.12.31
サービス廃止

A型



船舶地球局
120kg/120cm

C型

小型化



1kg/16cm

GMDSS
対象設備

B型

小型化



100kg/120cm

M型

13kg/50cm

小型化

ミニM型



2.4kg/37cm

F型



80kg/84cm

64kbps→128kbpsに
高速化(H18.6)

小型化



10kg/40cm

今回の
包括免許申請

※最大284kbps(アップ/ダウン)の小型端末を使用する予定

2008.2
サービス開始

船舶搭載用
(最大432kbps)

3~20kg/35~63cm



陸上系

携帯移動地球局

A型

2007.12.31
サービス廃止

D型



600g/10cm

小型化

ミニM型



2.4kg/37cm

ミニM型(高速データ)



5kg/85cm

BGAN型
車載用
(最大492kbps)



4~5.5kg/50cm

携帯端末用
(最大492kbps)

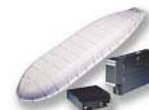


1~2kg/A5~A3

2005.12
サービス開始

航空系

Aero型
(低利得型)
(中利得型)
(高利得型)



63kg/170cm
重量/ドーム径

Aero高速データ型(高利得型)



49kg/170cm
重量/ドーム径

電波監理審議会会長会見用資料

平成21年2月4日

日本放送協会平成21年度収支予算等に
付する総務大臣の意見について
(平成21年2月4日 諮問第11号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(飯嶋課長補佐、石井係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会平成 21 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する 総務大臣意見

平成 23 年 7 月に迫ったデジタル放送への完全移行や、放送・通信の融合の一層の進展等、放送をめぐる環境が大きく変化する中で、日本放送協会（以下「協会」という。）は、抜本的な経営改革を着実に推進し、国民・視聴者から信頼される公共放送として、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。

協会の平成 21 年度の収支予算、事業計画及び資金計画（以下「収支予算等」という。）については、「平成 21～23 年度 NHK 経営計画」（以下「経営計画」という。）の初年度として、経営計画で掲げた経営 9 方針に従い、視聴者の信頼を高めるため組織風土改革、信頼される多様で質の高い放送、受信料の公平負担に向けた取組の強化、円滑な完全デジタル化等の取組を確実に進めるとともに、経営資源を多様で質の高いコンテンツの提供、報道体制の強化、他メディアへの展開等に重点配分しつつ、経費を圧縮し効率化を進めることとしており、これを着実に遂行すべきものと認める。

しかしながら、協会として、組織を挙げてコンプライアンスの確立に取り組んできたにもかかわらず、職員による不祥事はなお後を絶たず、協会においては、国民・視聴者からの信頼回復に向けて一層改革を進めていくことが必要である。

また、依然として受信料を支払うべき者の約 3 割近くが不払いや未契約となっている現状を真しに受け止め、受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むことが必要である。

その上で、協会においては、我が国の放送の発展等に資するべく、平成 23 年 7 月のデジタル放送への完全移行に向けてあまねく全国においてデジタル放送を受信できるよう措置する等、放送法において求められる公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる。

以上を踏まえ、協会は、収支予算等の実施に当たり、特に下記の点に配意すべきである。

記

1 経営改革の推進

公共放送としての役割や社会的使命を改めて認識し、経営委員会と執行部が緊密に連携しつつ、それぞれの役割を全うすることにより、改革の果実が国民・視聴者に適切に還元されるよう、組織一体となって改革の実現に全力で取り組むこと。

また、職員によるインサイダー取引に続き、職員による経費の不正支出が再び発覚したことは、コンプライアンスの確立に向けた協会のこれまでの取組が十分でなかったことを改めて示すものであり、組織風土改革に徹底して取り組むとともに、公共放送に携わる者としての職員の高い倫理意識の確立に努めること。

2 受信料の公平負担の徹底

受信料制度について国民・視聴者の理解が深まるよう、その意義や仕組み、改革に向けた協会の具体的取組について、保有するあらゆる媒体を通じた告知等を徹底すること。

あわせて、未収対策業務の強化や民事手続きによる支払督促、事業所割引や業界団体による取りまとめの活用等の各種施策を推進し、受信料の公平負担の徹底に向けて全力で取り組むこと。

さらに、視聴環境の変化や技術革新の動向等を踏まえ、国民・視聴者の視点に立った公平・公正かつ透明性のある受信料体系の確立に向けて、引き続き不断の見直しを行うこと。

なお、受信契約に係る契約収納関係経費について、営業経費率が11.5%と依然として高い水準にあることにかんがみ、契約収納業務の一層の効率化を進め、契約収納関係経費の削減に努めること。

3 業務の合理化

受信料を財源とする公共放送として、一層質の高い放送・サービスを、より効率的・効果的な体制で実施するため、業務全般について抜本的な見直しを行い、業務の合理化・効率化を徹底すること。

あわせて、協会が任意に保有する子会社等について、更なる整理・統合計画の検討を進めるとともに、競争契約を一層推進し、また、財務状況に応じた適切な配当の実施を求める等、子会社等の事業運営の透明性、健全性の向上に努めること。

また、受信料を主な財源とする公共放送として、国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会や子会社の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めること。

4 地上テレビジョン放送のデジタル化

平成23年7月のデジタル放送への完全移行に向けた対応に万全を期するため、中継局整備や協会が保有する共同受信施設のデジタル化を可能な限り前倒しをして取り組むとともに、デジタル化により電波が届かなくなる地域への対策等の受信環境の整備に関して公共放送としての役割を十二分に果たすこと。

また、放送番組やスポット等の手段により国民・視聴者に対してきめ細かな周知・広報や受信者からの相談等に積極的に取り組むだけでなく、デジタル放送の魅力を国民に十分に認識いただけるよう、データ放送の活用やマルチ編成等のデジタル放送の特長を活かした番組制作にこれまで以上に、また、他の放送事業者に率先して取り組むこと。

あわせて、地上・BSアナログ放送の終了について、視聴者の理解が深まるよう、情報の一元的・効率的な提供に努めること。

5 放送番組の充実

放送番組の編集に当たっては、国民・視聴者の視点に立ち、その期待に応え、公共放送に対する多様な要望を満たすとともに、我が国の文化の向上に寄与するよう最大の努力を払うこと。

特に報道番組については、日本及び世界の情報を迅速かつ的確に伝える等、その充実を図り、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公平な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えるとともに、災害その他の緊急事態における報道体制を充実・強化し、緊急地震速報をはじめ被災者等に役立つ正確かつよりきめ細かな情報の一層迅速な提供に努めること。

また、地域放送については、地域の抱える様々な課題に積極的に取り組むとともに、地域からの情報発信の強化に一層努めること。

さらに、放送された番組に寄せられた国民・視聴者からの意見や要望に真しに耳を傾け、それらの意向を適切に反映するよう努めるとともに、視聴覚障害者向け放送普及行政の指針にのっとり、字幕放送や解説放送の計画的な継続・拡充に努めること。

6 国際放送の充実

外国人向けテレビ国際放送の実施に当たっては、より多くの視聴者を確保するため、我が国の文化・産業等の発信を通じて我が国の対外イメージの向上等に資する番組の提供に努めること。また、国、地域の実情に応じた配信体制を整備するとともに、インターネットも活用すること。

さらに、協会の国際放送子会社の事業運営について、民間企業との十分な連携により、その活力やノウハウが導入され、多様な収入源が確保されるよう努めること。

ラジオ国際放送については、海外における聴取実態等を踏まえつつ、より一層効果的かつ効率的な実施に努めること。

7 番組アーカイブの活用

協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることにかんがみ、その積極的な利活用を図ること。その際、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じた利用環境の一層の充実を図ることにより、国民・視聴者の利便性の向上に努めること。

平成21年2月4日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る
異議申立ての付議について
(平成21年2月4日 付議第2号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

1 異議申立年月日

平成 21 年 1 月 20 日

2 異議申立人

アマチュア無線家ら 115 名

3 異議申立てに係る処分

平成 20 年 12 月 9 日に官報告示（総務省告示第 649 号及び第 657 号）した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

○ 平成 20 年 12 月 9 日付け総務省告示第 649 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社クールテクノロジーズ
型式名 HMS－H100
指定番号 第 A T－08007 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 アドソル日進株式会社
型式名 E S 801 S 063－A
指定番号 第 A T－08008 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ルネサスソリューションズ
型式名 R O K 508000 D 102 B R
指定番号 第 A T－08009 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社タムラ製作所
型式名 L－23200024－00
指定番号 第 A T－08010 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社アイ・オー・データ機器
型式名 P L C－E T／M 2
指定番号 第 D T－08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 V L－C P 850
指定番号 第 H T－08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
型式名 B L－P A 510
指定番号 第 H T－08004 号

○ 平成 20 年 12 月 9 日付け総務省告示第 657 号

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社日立製作所
型式名 P T P L C
指定番号 第 A T -08011 号

4 異議申立ての趣旨及び理由

広帯域電力線搬送通信設備が 2MHz ～30MHz の周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成 20 年 12 月 9 日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

5 備考

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第 100 条第 1 項第 1 号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第 100 条第 1 項第 1 号カッコ書き及び電波法施行規則第 44 条第 1 項第 1 号（1））。

(参照条文)

○ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（高周波利用設備）

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kH_z以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの
 - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。

- 二 屋内において、2MH_zから30MH_zまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）